

総領事館からのお知らせ（領事手数料の改定）

- 平成30年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の領事手数料を当館のHPに掲載しました。
- 4月1日以降に申請される場合は、平成30年度の領事手数料が適用されます。

在スラバヤ日本国総領事館の管轄区域内にお住まいの在留邦人の皆様へ
（管轄区域：東ジャワ州、南カリマンタン州、東カリマンタン州、北カリマンタン州）
平成30年3月20日
在スラバヤ日本国総領事館（第3号）

平成30年度（本年4月1日（日）から明年3月31日（日）まで）の領事手数料を当館のHPに掲載いたしました。
なお、平成30年度の領事手数料は、4月1日申請分から適用されます。

- （例）3月29日に旅券を申請、4月3日交付の場合→平成29年度の領事手数料が適用
4月2日に旅券を申請、4月4日交付の場合→平成30年度の領事手数料が適用
（注：3月30日（金）～4月1日（日）は、当館休・閉館日）

URL: http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/fee.html

主なものについては以下のとおりです。

※単位：ルピア、括弧内は前年度の手数料

1. IC旅券

- (1) 10年旅券 1,900,000 (1,950,000)
- (2) 5年旅券 1,310,000 (1,340,000)
- (3) 12歳未満 710,000 (730,000)
- (4) 査証欄増補 300,000 (300,000)

2. 証明

- (1) 在留証明 140,000 (150,000)
- (2) 出生・婚姻等の証明 140,000 (150,000)
- (3) 署名証明 200,000 (210,000)

3. 査証（ビザ）

- (1) 一般入国査証 360,000 (370,000)
- (2) 数次入国査証 720,000 (740,000)
- (3) 通過査証 80,000 (90,000)

よろしくお願いたします。

在スラバヤ日本国総領事館
TEL 031-503-0008
FAX 031-502-3007
e-mail: ryoji@sb.mofa.go.jp
在スラバヤ日本国総領事館ホームページ
<http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/j/>